

田村市住民主体による訪問型サービスDの事業実施要綱

令和3年3月25日告示第80号

改正

令和3年10月29日告示第160号

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業のうち、住民等が主体となって実施する訪問型サービス（以下「訪問型サービスD」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 家に閉じこもりがちな高齢者等の外出機会を確保するため、住民ボランティア等が主体となった移動支援を提供することで、閉じこもりの予防や社会参加を促し、生活機能の維持又は向上を図ることで要介護状態となることを防止し、地域における自立した日常生活を支援することを目的とする。

(事業の内容)

第3条 訪問型サービスDは、対象者の介護予防ケアマネジメントに基づき、当該事業の利用者に対し、次に掲げる内容とし、提供団体ごとに独自に定める。

- (1) 通院及び日常品の買物等をする場合における送迎前後の付添い支援
- (2) 通所型サービス等別団体が実施する事業への送迎
 - ア 一般介護予防事業における住民主体の通いの場
 - イ 通所型サービスB事業
 - ウ 通所型サービスC事業
- (3) その他市長が必要と認めること

(事業対象者)

第4条 訪問型サービスDの利用者は、法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等であって、介護予防ケアマネジメントに基づき当該事業を利用するものとする。

(事業実施団体)

第5条 実施団体は、地縁組織、ボランティア団体等の住民主体で組織された3名以上で構成される団体で、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 町内会、自治会及びその組織内の団体
- (2) 特定非営利活動法人
- (3) ボランティア団体又は住民のボランティア活動を支援する団体
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める団体

2 事業実施団体に属し、訪問型サービスDの提供を行う者（以下「従事者」という。）は、市が指定する適切な対応や遵守事項等に関する知識を習得するための研修又は他の研修機関が実施する同程度の研修受講に努めるものとする。

3 従事者は、健康状態が良好かつ普通自動車運転免許を保有しているものとする。

4 従事者が、サービス提供に使用する車両は、サービスを安全に提供することができる車両とする。

(代表者の配置)

第6条 実施団体は、従事者の中から、主に市や地域包括支援センター等の関連機関との連絡調整を行う者として、代表者1名を指名すること。

2 代表者は、市及び地域包括支援センター等が主催する会議等への参加依頼があった場合、これに協力すること。

(記録・保存)

第7条 サービス提供団体は、訪問型サービスDの提供に関する記録を整備し、事実が発生した日の属する年度が終了した日から5年間保存する。

2 実施団体は、前項に規定するもののほか、会計に関する記録、事故の状況及び処置に関する記録を整備し、事実が発生した日の属する年度が終了した日から5年間保存する。

(遵守事項)

第8条 サービス提供団体及び従事者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 保険の加入

実施団体は、従事者及び利用者が、安心、安全にサービスを提供又は利用できるよう、その活動にかかる傷害保険等に加入しなければならない。

(2) 秘密の保持

従事者又は従事者であった者が正当な理由なく当該事業で知り得た利用者又はその家族に関する情報を漏らすことのないよう、秘密の保持に必要な措置を講じること。

(3) 衛生管理

実施団体は、従事者の清潔の保持及び健康状態の管理に努めるとともに、感染予防には十分配慮し、必要な対策を講じること。

(4) 事故発生に係る対応

利用者に対するサービスの提供において事故が発生した場合、次の対応をとること。

ア 利用者及び従事者等の安全を確保するため、必要な措置を講じること。

イ 利用者の家族や地域包括支援センター等に連絡し、その指示に従うこと。

ウ 事故の状況及び事故に関する処置について記録すること。

エ 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。

オ 実施団体は、アからウに規定する措置を講じる旨及びその実施方法をあらかじめ定めること。

(5) 関係機関との連携

実施団体は、地域との結びつきを重視するとともに、市及び地域包括支援センター等の関連機関と連携した運営を行うこと。

(6) 従事者の資質向上

実施団体は、従事者の資質向上のための研修受講の機会を設けること。

ア 安全なサービス提供を行うことを目的とした研修の受講

イ ボランティアの知識・技術等の維持向上を目的とした研修の受講

(7) 活動廃止又は休止する際の事前の届出と利用者への配慮

やむを得ない事情により、事業を廃止又は休止しようとする際は、事前に市へ連絡すること。また、利用者に必要な支援が継続的に提供されるよう、関係者と連絡調整を行うこと。

(8) 法令の遵守

実施団体及び従事者は、道路交通法（昭和35年法律第105号）、道路運送法（昭和26年法律第183号）、平成30年3月30日国土交通省通達等の関連通知「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について」その他関係法令を遵守しなければならない。

(評価)

第9条 サービス提供団体は、提供するサービス内容や質に関する評価を定期的を実施し、必要に応じて内容等の改善に努めること。

(サービス利用)

第10条 訪問型サービスDの利用は、月10回を限度とし、回数は1日単位で計算し、1日当たり1往復までの利用とする。ただし、実施団体が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

2 事業実施団体は、利用者に対して、運行に係る費用の燃料代実費相当分を請求することができる。

(その他)

第11条 その他、本要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年10月29日告示第160号)

この告示は、令和3年10月29日から施行する。